

日光市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年3月5日

日光市監査委員 柴 田 明

日光市監査委員 佐 藤 裕 子

日光市監査委員 川 村 寿 利

- | | |
|---------|---------------------|
| 1 監査の対象 | 地域振興課、藤原行政センター、商工課 |
| 2 監査の期間 | 令和6年1月10日～令和6年1月23日 |
| 3 監査の結果 | 別紙のとおり |

令和5年度 定例 監 査 結 果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

地域振興課

4 監査の期間

令和6年1月10日～令和6年1月23日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和5年度事務事業について、令和5年11月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（2）指摘事項

なし

8 意見及び要望

なし

令和5年度 定例 監 査 結 果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

藤原行政センター

4 監査の期間

令和6年1月10日～令和6年1月23日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和5年度事務事業について、令和5年11月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（2）指摘事項

（ア）会計年度任用職員について、週休日の振替、代休の取得方法に誤りが見受けられた。

8 意見及び要望

（1）横川牧場について、近年は放牧頭数の増加に伴い利用料収入が増加しているが、収支状況は赤字が続いている。また、利用生産者数は減少傾向にあるが、そのうちの約半数が市外の生産者となっている。市営施設でありながら市外生産者に依存する経営状態は健全と

は言い難い。今後の施設の在り方について検討されたい。

令和5年度 定例 監 査 結 果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

商工課

4 監査の期間

令和6年1月10日～令和6年1月23日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和5年度事務事業について、令和5年11月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（2）指摘事項

なし

8 意見及び要望

なし